

東京都子供・若者計画（平成27年8月策定） 本文

**基本方針Ⅰ****全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援****1 社会的自立に向けた「基礎」の形成**

全ての子供・若者が、社会的・職業的に自立し、生き生きと活躍していく社会を実現していくためには、一人一人の子供・若者が、「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康と体力」を身に付けていくことが必要です。

これら3つの要素からなる「生きる力」を、乳幼児期からの家庭や学校等における教育の中で育成し、学校段階修了までに、社会人として必要な力を調和よく、着実に身に付けることができるよう、一人一人の個性や能力を十分に踏まえた上で、子供・若者の心身の成長・発達を支援していきます。

(27 子供・若者計画 P. 11)

**【1 基本的生活習慣の形成】**

- 子供の心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感ある生活が基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎にもなります。
- 乳幼児期に主に家庭で培った基本的生活習慣を土台に、小学校では、挨拶をすることや社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことを理解する指導を重視するなど道徳教育を充実しています。中高生については、睡眠習慣をはじめとする生活習慣の改善などを図っています。
- また、食育を通じて、子供たちが食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができるようにします。

(27 子供・若者計画 P. 11)

**【2 確かな学力の育成】**

- 小・中学校においては、児童・生徒一人一人が「学びの基礎」となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得することができるよう習熟度別指導や反復学習を行い、「できないこと」「わからないこと」をそのままにしない学習を徹底します。
- 児童・生徒が習得した知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を培うとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすため、高等学校教育の充実を図り、能力や適性、興味・関心、進路希望等に応じて学ぶことができるよう、多様なタイプの都立高校を開設しています。
- 生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、魅力ある専門高校づくりを進めます。
- チャレンジスクールやエンカレッジスクールなどにおいて、小・中学校や高校で十分な基礎学力を身に付けられなかったり、十分に力を発揮することができなかった生徒の学び直しを応援します。

(27 子供・若者計画 P. 11)

### 【3 豊かな人間性の育成】

- 子供は、成長の過程で他者と人間関係を築きながら、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育んでいきます。
- 学校教育では、子供たちが誰に対しても思いやりの心を持つことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にするとともに、思考力、判断力、表現力等を育成し、自分や相手の考えを相互に伝えたり理解したりすることができるよう言語活動を充実し、人間関係力の基礎となるコミュニケーション能力の向上を図っています。
- 子供が自分のよさに気付き自信を持つなど自己肯定感を育むことができるよう、「自尊感情測定尺度※」を活用しながら、「褒められる、認められる、感謝される」体験を増やしていきます。
- 道徳教育を充実し、社会性や礼儀、規範意識を大切にすることを育んでいきます。
- 幼児・児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。

※「自尊感情測定尺度」の東京都版として、「自己評価シート」を開発しました。自尊感情とは、自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在として捉える気持ちです。

(27 子供・若者計画 P. 12)

### 【4 健やかな心と体をつくる】

- 子供の発育・発達のためには、心と体が健康であることが基本です。定期的な健康診断等により健康管理を行っているほか、感染症予防やアレルギー対策等に取り組んでいます。
- 体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わる、生きる力の重要な要素です。子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、子供の生活スタイルを活動的なものにしていきます。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を踏まえ、子供がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、スポーツを楽しむとともに、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善など、その果たす役割を正しく理解し、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック・パラリンピック教育を推進します。

(27 子供・若者計画 P. 12)

### ○東京都子供・若者計画（平成27年8月）策定以降の主な取組

- ・学力向上データバンクの構築
- ・「総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）」（アクティブプラン to2020）の策定

## 2 社会形成、社会参加できる力の育成

情報化社会の進展や社会・経済のグローバル化など、現在の子供・若者を取り巻く環境は急速に変化しています。変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力が求められます。

さらに、社会の一員として我が国や社会を発展させていくためには、公共の精神をもち、社会に主体的に参画し、よりよい国づくり、社会づくりに主体的に取り組む力を身に付けることが必要です。

(27 子供・若者計画 P. 20)

### 【1 時代の変化に対応できる力の育成】

- 世界を舞台に活躍できる国際感覚豊かなグローバル人材を育成するため、小学校段階では、外国語活動を推進するなど、早期から英語教育を充実します。
- 様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、国際社会の一員としての自覚や社会に貢献する意欲、主体的に行動する力をもった次世代のリーダーとなる人材を育成するため、高校在学中の留学や海外の大学への進学などを推進します。
- 同時に、日本の伝統・文化を理解するための取組を推進し、日本人としての自覚や誇りを涵養します。
- 人口減少・少子高齢化が進展する中で、東京の成長を支え、新たな価値を生み出していくことができるよう、将来の科学技術をリードする人材を輩出していきます。
- 情報教育等により、ICT（情報通信技術）活用能力を高めるとともに、情報モラル教育を推進します。

(27 子供・若者計画 P. 20)

### 【2 社会貢献の精神の育成】

- 子供・若者が社会の一員であることを実感し、社会に役立つ喜びを学ぶ取組を充実します。高等学校では、道徳的な価値観を深める学習と社会との関わりの中で自分の生き方を考え、行動する力を育成する学習とを一体的に学ぶため、新たな教科「人間と社会（仮称）」を推進します。
- 地球規模で課題解決が求められている環境問題や、防災活動の推進など、社会的要請を踏まえ、ESD※などの教育を実践し、次代を担う子供・若者が社会に対する関心を高め、課題解決に主体的に参加していく態度を育てていきます。

※ ESD（Education for Sustainable Development）は、世界が直面している環境、貧困、人権、平和、開発といった課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと。そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいいます。

(27 子供・若者計画 P. 20)

### 【3 健康・安全に生活できる力を養う】

- 学校では、児童・生徒が健康について自ら考え判断し行動する実践力を育成し、生涯にわたる健康づくりの基礎となる健康的な生活習慣の確立を図っていきます。
- 思春期の子供が心の健康づくりや性感染症予防等について必要な知識を身に付けるとともに、薬物乱用やアレルギー疾患等の諸課題について知識を深めるよう取り組みます。
- 全ての子供が生涯にわたって自身の安全を守るとともに、他者や社会の安全に貢献できることを目指し、安全教育や防災教育を推進します。

(27子供・若者計画 P. 21)

### 【4 子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保】

- 子供・若者が社会参加の意義や社会貢献の精神を学ぶことができるよう、地域の資源や人材を活用し、自然体験やスポーツ・文化活動など多様な交流や体験の機会を提供していきます。
- ボランティア活動や国際交流活動などを通じて、社会性や豊かな人間性を育むとともに、社会の一員としての役割や多様な価値観を持つ人々との共生の重要性への理解を深めながら、社会参加や社会貢献活動への意欲を育みます。

(27子供・若者計画 P. 21)

### ○東京都子供・若者計画（平成27年8月）策定以降の主な取組

- ・東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」開設（平成30年9月）
- ・情報モラル教育の推進「SNS東京ルール」
- ・新・放課後子ども総合プラン

### 3 社会的・職業的自立を支援

産業・就業構造が大きく変化する中で、雇用形態が多様化・流動化しています。若年者の有効求人倍率は近年上昇傾向にあり、高校卒・大学卒の就職内定率も、経済情勢の悪化で落ち込んだ平成21年・22年より前の水準まで回復しましたが、若年層の完全失業率は全体よりも高く、非正規雇用者の占める割合も依然として高くなっています。

少子高齢化により労働力の減少が見込まれる中、若者が社会の担い手として活躍していくことが求められています。

全ての子供・若者が自分の生き方や進路を主体的に考えて選択し、社会の一員としての自覚をもって自立し、社会参加・社会参画できるよう支援します。

(27 子供・若者計画 P. 27)

#### 【1 就業能力・意欲の習得の促進】

- 学校教育においては、子供・若者が「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に希望を持ち、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるよう、キャリア教育・職業教育を充実し、「学校から社会への移行」をスムーズなものとしします。
- 発達段階に応じて、小学校段階から勤労観・職業観に関連する4つの基礎的・汎用的能力（「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」）を育成します。
- 児童・生徒が働くことの意義を理解し、勤労観・職業観を自ら形成するとともに、自己の能力を発揮し、社会の一員としての役割を果たすことができるよう、職場体験やインターンシップの機会を充実します。

(27 子供・若者計画 P. 27)

#### 【2 職業教育、職業訓練の充実】

- 専門高校では、時代の変化に対応し、社会が求める人材の育成を推進します。
- また、複線型ものづくり人材育成ルートとして、工業高校から高等専門学校への編入を促進します。
- 専修学校は、職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的とし、社会の変化に対応した実践的な職業教育を行う機関として大きな役割を果たしています。専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観の涵養や自己学習能力の育成を図るなど、若者の職業的自立に寄与しています。
- 若年者の就業を支援するため、若年者を対象とした職業訓練を充実します。

(27 子供・若者計画 P. 27)

### 【3 様々な就業支援】

- 若者の安定した職業生活を支援するため、若者と企業のマッチングの機会を確保したり、中小企業におけるインターンシップなどを展開します。
- 高校、大学とハローワーク等との連携を充実し、新規学卒者が未就業のままにならないよう、ハローワークに常駐する学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく就職を支援します。
- 東京しごとセンターヤングコーナーにおいて就業支援のワンストップ窓口を設置し、専任のキャリアアドバイザーを配置し、就職活動の各段階に応じた相談や支援を行います。また、ヤングコーナーには、ハローワークが併設されており、職業相談、職業紹介を行います。
- 新規学卒者のみならず、若年者の就職を幅広く支援し、さらに、起業等、様々な就業の形を支援します。

(27 子供・若者計画 P. 27～28)

### 【4 社会生活において必要な知識の付与】

- 学校教育では、次代を担う子供たちが、法やきまり、ルール及び司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての資質・能力を身に付けることができるよう、法に関する教育を推進しています。
- 子供・若者が実社会において円滑に社会生活を営むことができるよう、消費者問題や裁判員制度などを題材にした実践的学習を行い、様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動するための力を育成します。
- 大学、短大等の就職希望者を対象に、労働法及びトラブル事例などを解説し、労働法等に関する正しい知識の普及、及び意識啓発等に取り組みます。
- インターネットやスマートフォン利用に関するトラブルなどを防止し、サイバー犯罪などの注意喚起を行います。
- DV・ストーカーをはじめとする犯罪被害を防止するための普及啓発活動に取り組んでいます。

(27 子供・若者計画 P. 28)

### ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・若年者に対する職業訓練の充実（対象年齢を 25 歳未満から 30 歳未満に引き上げ）

## 4 学びの機会の確保

厳しい経済情勢が続き、社会的格差の拡大等の問題が指摘される現在、次代を担う子供・若者が社会を生き抜く力を身に付け、未来のよりよい社会づくりに貢献する人材となるための基礎的な条件として、学ぶ意欲のある全ての子供・若者に対し、学習の機会が確保されていることが重要です。

（27 子供・若者計画 P. 33）

### 【1 就園・就学支援】

- 児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、世帯や保護者の負担能力に応じて、経済的な支援を実施しています。
- 私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を都が補助しています。
- 経済的理由により小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、区市町村が学用品費などを支給する就学援助を行っています。
- 特別支援学校へ就学する児童・生徒については、保護者負担を軽減するとともに教育の機会均等を実現するため特別支援教育就学奨励費を支給します。
- 高校進学率が高まる中で、意欲ある全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、就学支援金や高校生等奨学のための給付金の制度を実施します。
- 私立高校等においては、修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助しています。
- 高校生を対象とした東京都育英資金貸付事業や大学生等を対象とした様々な奨学金制度など子供・若者の学びを支援する制度があります。

（27 子供・若者計画 P. 33）

### 【2 様々な学習支援】

- 低所得者世帯等の子供に対して学習支援を実施するとともに、受験生を対象に学習塾等の受講料や高校・大学の受験料を支援しています。
- 学校支援ボランティア推進協議会、土曜日の教育活動等の取組を通じ、地域の人材等を活用して学習支援活動等を行う区市町村の取組を支援しています。

（27 子供・若者計画 P. 33）

### ○東京都子供・若者計画（平成27年8月）策定以降の主な取組

- ・ 給付型奨学金による支援
- ・ 都立産業技術高等専門学校における給付型奨学金
- ・ 被保護者自立促進事業

**基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備**

子供の育ちを支えていくためには、家庭、学校、地域・社会が相互に連携し、社会全体で子供を育む環境づくりを進めていくことが重要です。地域社会全体で子供を健やかに育てる活動を進めることは、地域コミュニティの再生や地域の関係づくりにとっても大きな力になります。

（27 子供・若者計画 P. 86）

**1 家庭の養育力・教育力の向上**

都市化や核家族化が進行する中で、親となる世代の子育て経験が不足し、子育てに自信のない親が増加しています。また、家庭教育については、しつけや基本的な生活習慣の確立が不十分な家庭がある一方で、子供の塾や習い事の利用が増えるなど、少子化の影響による過干渉や過保護が懸念される家庭もあり、二極化している状況が見受けられます。

子育てに関する不安や孤立は、一部の家庭に起きる特別なことではなく、どの家庭でも起こり得ることであり、各家庭の自主性を尊重しつつも、地域や社会全体で支援していくことが求められます。

（27 子供・若者計画 P. 86）

**【1 子育て支援の充実】**

- 子育て家庭の社会的孤立は、親の問題に止まらず、子供の自立や社会性の獲得にも影響を与えます。親子が家庭に閉じることなく外に開かれ、地域や子育て支援機関等との関わりを持ち、必要な時に身近な地域でサポートを活用できるよう支援することが大切です。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談する相手がなく、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。このため、区市町村では、サービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援体制の構築に取り組んでいます。
- 親の不安や悩みを軽減するため、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談窓口等を整備するとともに、親子で気軽に外出し、地域の子育て親子同士が交流できるような環境整備を行います。
- 安心して子供を産み、育てられるよう、中核病院と地域の医療機関等とが役割分担と連携により、リスクに応じた的確に医療を提供する周産期医療、小児救急医療体制を構築します。

（27 子供・若者計画 P. 86）

## 【2 家庭教育への支援】

- 子供の教育は家庭から始まります。家庭は子供の教育の原点であると同時に最終責任者でもあり、家庭教育を担う保護者がその役割を十分に果たすことができるよう支援していきます。
- 区市町村では、地域の実情に応じて、乳幼児期からの家庭教育を支援するための様々な活動を展開しています。親の育ちを応援する学習プログラムを実施しているほか、親の相談に気軽に乗ったり、きめ細かな助言を行う「子育てサポーター」などの地域人材を活用した支援を行っています。
- 都は、区市町村の取組を支援するとともに、就学前の子供の多くが保育所・幼稚園・認定こども園等に通っている状況を踏まえ、「就学前教育カリキュラム」や「就学前教育プログラム」を作成・配布するなど、小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実を図っています。
- いじめや不登校など児童・生徒に課題が見られる場合は、学校に配置したスクールカウンセラーが保護者からの相談に応じたり、「家庭と子供の支援員」が、家庭を訪問するなどして支援しています。また、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から、児童・生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして支援を行います。

(27 子供・若者計画 P. 86～87)

## ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・子供が輝く東京・応援事業
- ・ライフ・ワーク・バランスの充実

## 2 家庭・地域と一体となった学校の活性化

学校が多様な要請に応えつつ、特色ある教育を推進していくためには、教育の様々な分野において、地域の多様な人材の参画による教育支援の取組を積極的に進めることが有効です。

（27 子供・若者計画 P. 93）

### 【1 開かれた学校づくり】

- 都立学校では、保護者や地域住民等が学校運営に参加する学校運営連絡協議会を設置しています。教育活動をはじめとする学校運営の状況について評価を受け、その結果に基づいて学校運営の改善を図っています。また、評価結果や学校情報をホームページなどで公表するとともに、学校行事等を地域の人たちに開放するなど、開かれた学校づくりを推進しています。
- 地域教育推進ネットワーク東京都協議会を設置し、企業・大学・NPO等が有する専門的教育力を、学校教育をはじめ、地域における教育活動に効果的に導入し、学校や学校外の教育活動を活性化させる取組を推進しています。地域の専門人材やボランティア等を活用し、実践的な教育活動の充実を図ります。

（27 子供・若者計画 P. 93）

### 【2 放課後の居場所づくり】

- 就労等で保護者が昼間家庭にいない子供が放課後に安心して過ごせる居場所として、学童クラブ（放課後児童クラブ）を設置しています。都が独自に補助を行い、開所時間を延長するなどサービスの充実を図っています。
- 全ての児童の安全安心な居場所を確保するため、小学校の余裕教室などを活用して放課後子供教室を設置しています。放課後児童クラブと一体的に又は連携して実施することで、共働き家庭か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができます。
- また、学習、文化活動やスポーツ活動等、多様なプログラムを実施するため、地域の人材や資源を活用しています。

（27 子供・若者計画 P. 93）

### 【3 地域における多様な活動の場の提供】

- 図書館は、地域の知の拠点として、子供や高齢者など、多様な利用者の学習活動を支えています。絵本の読み聞かせなどの活動は、乳幼児期の子供の情操の涵養にも資する取組です。
- 児童館は、遊びの提供などを通じて同年齢・異年齢の子供集団が交流する機会を提供しています。音楽スタジオや学習室を備えた児童館は、中・高生の居場所としても活用されています。
- 地域の身近な学習拠点である公民館は、多様な講座等を開設し、生涯学習の拠点となっているほか、地域の交流の場やコミュニティの形成の場としても活用されています。
- 町内会・自治会等は住民が加入を強制されるものではありませんが、防犯活動や環境美化などの活動を通じて、地域の安全安心な環境づくりや住民相互の親睦を深める場となっています。
- こうした地域活動に子供が積極的に関わることで、地域社会の中で活躍する青年像をモデルとして、子供・若者の社会参加や地域貢献の精神が培われるとともに、世代を超えた交流が生まれ、地域が活性化していきます。

(27 子供・若者計画 P. 93)

### ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・「TOKYO スクール・コミュニティ・プロジェクト」の推進
- ・「地域学校共同活動推進事業」
- ・学童クラブ
- ・放課後子供教室

### 3 子供・若者の育成環境の整備

子供は心身ともに未熟であるため、環境からの影響を受けやすい存在です。犯罪被害や非行などの背景にある有害環境の浄化は、子供の保護や健全育成を図る上で重要な課題です。

特に都市部においては、繁華街などが多く存在し、子供の性を売り物とする新たな形態の営業が次々と出現しているなど、子供を取り巻く社会環境は深刻な状況にあります。

また、歩行者や自転車が主役となる生活道路は、空間の確保が困難な幅員の狭い道路が多く、交通事故などの起きやすい場所が少なからず存在しています。

(27 子供・若者計画 P. 97)

#### 【1 地域における子供の安全対策】

- 近年、幼い子供が被害者となる犯罪が多発し、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっています。子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
- 子供が保育所や学校等で安全に過ごすことができるよう、警視庁とボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を設置してきました。また、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となって子供の安全を見守る活動を実施しています。
- 地域の防犯対策を促進するため、町会・自治会などが独自に行う防犯カメラの設置やパトロールなど、見守り活動の実施を支援しています。
- 通学路における安全対策を強化するため公立小学校の通学路に区市町村が設置する防犯カメラの設置を支援するとともに、子供自身が通学路の安全を点検し、犯罪の起きやすい場所を地図に表わす安全マップづくりの活動を通じて子供自身の犯罪被害防止能力の向上を図ります。
- 大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体が、都内各地域で実施される防犯活動等に参加し、地域の安全対策に貢献しています。
- 小・中・高等学校等において発達段階に応じた段階的かつ体系的な参加、体験型の交通安全教育（自転車の安全利用を含む。）を実施します。

(27 子供・若者計画 P. 97)

## 【2 社会環境の健全化の推進】

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例は、青少年の健全な育成環境を整備するため、保護者や事業者、行政の責務を明らかにするとともに、様々な取組を実施しています。
- インターネット利用に起因する子供の犯罪被害や非行が発生していることを踏まえ、青少年を有害情報から守り健全な育成を図るため、子供が安全安心にインターネットを利用できるようインターネット利用環境の整備を図っています。
- 小・中・高等学校で情報モラル教育を推進するとともに、携帯電話やスマートフォンの推奨制度等を活用し、フィルタリングの普及啓発に取り組みます。
- 青少年が性犯罪や児童ポルノの被害に遭わないよう、保護者の同意や正当な理由のない青少年夜間外出を制限したり、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェなどの経営者に対しては、青少年を深夜に立ち入らせないように制限しています。
- また、青少年の健全な成長を阻害する恐れがある図書類やがん具類、刃物を指定し、青少年への販売等を制限しています。

(27 子供・若者計画 P. 97)

## 【3 地域で推進する「こころの東京革命」】

- 次代を担う子供に対し、親と大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心を育み、自らが手本となりながら、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく取組を推進しています。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を控え、「おもてなしのこころ」や「規範意識の醸成」など、これまで以上に「こころの東京革命」の普及啓発を進めていくためスポーツの力を活用した取組を推進しています。
- 家庭・地域・学校が互いに協力し合い、地域ぐるみで子供を育成する取組を「こころの東京革命推進モデル」として指定するなど、地域における活動の展開を推進しています。

(27 子供・若者計画 P. 98)

## ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・ ながら見守り連携事業
- ・ 通学路等における児童の安全確保（防犯カメラ設置補助）